

## 上天草市電力需給仕様書

- 1 件名  
上天草市役所大矢野庁舎ほか2 2 施設で使用する電力調達
- 2 概要
  - (1) 需要場所  
別紙1「施設一覧表」のとおり
  - (2) 用途  
施設内使用電力
  - (3) 電気方式等  
別紙1「施設一覧表」のとおり
  - (4) 電気工作物の財産分界点等  
別紙1「施設一覧表」のとおり
- 3 供給仕様
  - (1) 契約方法  
単価契約
  - (2) 契約電力  
別紙1「施設一覧表」のとおり  
なお、実際の取引における各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前1 1月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
  - (3) 予定使用電力量  
別紙1「施設一覧表」のとおり  
なお、施設ごとの各月の予定使用電力量は別紙2「予定使用電力量」のとおり
  - (4) 供給期間  
令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時まで
  - (5) 電力の計量  
計量は、毎月月末の午後12時に計量器により記録された値によるものとする。  
また、計量期間は、前月の計量から当月の計量までとする。
  - (6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点  
別紙1「施設一覧表」のとおりとする。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般送配電事業者の所有とする。
  - (7) 計量地点  
上天草市が設置した受電用変圧器の一次側
- 4 その他
  - (1) 力率の変動、その他の要因による電力料金の調整及び仕様書に定め

のないその他の供給条件については、九州地区のみなし小売電気事業者が定める供給条件等による。

なお、入札価格の算定に当たっては、燃料費の変動に伴う発電費用の変動分（燃料費調整額）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- (2) フリッカ発生機器等で電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- (3) 太陽光発電設備を有する施設は、別紙1「施設一覧表」のとおりとする。
- (4) 料金の請求方法は、別紙1「施設一覧表」に記載する施設ごとに分けてそれぞれ行うこと。

なお、請求書には、最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等の内訳を記載すること。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力の単位は1kwとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は1kwとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 支払については、受託者と別途協議して決定することとする。
- (7) 電力等の計量に必要な機器の準備、交換作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。